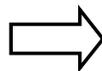


第4節 医療安全・医療相談

ポイント

現状と課題

- ・医療の安全性向上と信頼の確保への取り組みが重要な課題。



対策

- ・医療安全、相談体制の充実
- ・普及啓発の促進
- ・医療サービスの質の向上
- ・医療事故、院内感染等への対策の充実

< 現状と課題 >

医療の安全性向上と信頼の確保への取り組みが重要な課題となっています。

入院患者の高齢化などにより、従来からの感染症に加え、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）や多剤耐性緑膿菌（MDRP）などの院内感染も多発しています。

国においてはこれまで、「医療安全推進総合対策」（平成14年4月）、「医療事故対策緊急アピール」（平成15年12月）、「今後の医療安全対策について（報告書）」（平成17年6月）を取りまとめ、これらに基づいた施策を推進してきました。

また、平成18年度の医療提供体制の改革では、医療安全支援センター（「山梨県医療安全相談コーナー」）の制度化（医療法上の位置付け）等が盛り込まれました。

これらの措置により、病院、診療所及び助産所の管理者は、医療に係る安全管理のための指針の整備、職員研修の実施等の安全管理体制の整備が義務付けられています。

県では、医療法第25条に基づく医療機関への立入検査時に、これらの義務の遵守について指導するとともに、各種研修会の開催を通じて、その徹底を図っています。

また、平成15年10月1日に設置された「山梨県医療安全相談コーナー」においては、医療法に位置付けられた「医療安全支援センター」として、

患者又はその家族からの医療に関する苦情への対応や相談、医療機関管理者等への助言の実施

管理者や患者・家族への医療安全に関する情報提供

医療機関の管理者・従業者への医療の安全に関する研修の実施など

医療の安全の確保のための必要な支援を行うこととなっています。

平成19年度には、同コーナーを各二次医療圏（各保健所内）に設置し、相談体制の充実・強化が図られました。

[医療相談の状況]

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件数	225	297	294	284

医療事故の発生予防・再発防止策を講じるため、平成16年10月から、独立行政法人国立病院機構が開設する病院、大学病院等を対象に、医療事故報告書の提出が義務化され、これらの報告に基づき専門家が分析をした上で、報告書の公表をしています。

< 対策 >

1 医療安全・相談体制の充実

医療機関に対し、医療に係る安全確保のための指針の整備、院内感染対策のための指針の策定、医療機器の保守点検に関する計画の策定を指導し、医療現場への安全に対する意識の定着を推進します。

医療安全相談コーナーにおいて、引き続き県民の医療相談を行っていきます。

医療安全相談コーナー（県医務課内） 電話 055-223-1481

2 普及啓発の推進

県民が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるようインターネットを利用した「医療機能情報公表システム」を構築し情報提供します。

3 医療サービスの質の向上

院内のヒヤリハット事例を収集する事故報告制度を定着させ、医療事故の予防対策に役立てられるよう推進します。

4 医療事故・院内感染等への対策の充実

医師や看護師などの医療従事者を対象とした医療安全や院内感染に対する研修会を実施します。

